

Sol Wellness&Spa 月額会員規則

[定義]

第1条

本会則によって定める条項は「Sol Wellness&Spa」（以下「本クラブ」という）の施設を定額で利用する月額会員（以下「会員」という）に適用されるものとする。

[目的]

第2条

本クラブは本会則に則り、会員が本クラブの施設を利用し、技術力の向上、心身の育成、健康維持、健康増進及び会員相互の親睦並びにフィットネスライフの振興を図ることを目的とする。

[管理運営]

第3条

本クラブの管理運営は、野村不動産株式会社（以下会社という）と野村不動産株式会社が Sol Wellness & Spa の管理運営にあたり業務を委託した野村不動産ライフ&スポーツ株式会社（以下、運営会社という）にて行うものとする。

問合せ先

TEL : 03-6665-8625

MAIL : bfss-wellnessspa@nomura-re.co.jp

[会員制度]

第4条

1. 本クラブは会員制とする。なお、本クラブの利用者には本会則が適用される月額会員と、別途定める都度利用料を支払う都度利用者がいる。
2. 本クラブに月額会員として入会しようとする者は、本会則を承認し本会則に基づく諸契約を会社と締結しなければならない。
3. 会員の本クラブの諸施設の利用範囲、条件及び特典については別に定める。
4. 会員は、本クラブ諸施設を利用するときは、常に会員証を提示しなければならない。

[入会資格]

第5条

本クラブの入会資格は以下の通りとする。

- ①BLUE FRONT SHIBAURA S 棟に入居する企業の役職員（グループ会社、転貸・同居企業を含む）（以下「テナントワーカー」という）である者。
- ② 年齢満16歳以上である者。
- ③ 会社所定の確認書により、本クラブ諸施設の利用に堪え得る健康状態であることを、

自らの責任のもとに会社へ申告した者。

④ 第 16 条各号に該当しない者。

[会員資格の取得]

第6条

本クラブへの入会を希望する者は、第 4 条第 2 項の契約が完了し、規定の料金の納入により、合意した期日から会員資格を取得するものとする。

[未成年者の取扱い]

第7条

未成年者が会員になろうとするときは、その親権者が同意した上で、申し込むものとする。なお、親権者は、法令に定めがある場合を除いて、自ら会員となった場合と同様に、本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとする。

[会員資格譲渡等の禁止]

第8条

本クラブの会員資格は、会員に専属するものとし、他に譲渡、貸与等の処分をすることはできない。

[入会金・事務登録料・会費・手数料等]

第9条

1. 会員区分に従う入会金、事務登録料、会費、手数料等（以下「会費等」という）は、会社が別に定めるものとする。
2. 会員は別に定める会費等支払期日までに、それぞれの会費等を払い込まなければならない。なお、支払いに要する費用は会員の負担とする。
3. 一旦納入した会費等は、本会則または法令に定めがある場合を除いて、これを返還しない。
4. 会費等に賦課される消費税等は会員の負担とする。なお、消費税等の変更など消費税法等の改正等がされる場合、会員の負担は当該改正等の内容に従い変更される。

[諸規則の遵守]

1. 会員は本クラブ諸施設利用にあたり、本会則、およびその他規則を遵守しなければならない。
2. 会員は、本クラブの施設内及び周辺において、次の各号に該当する行為をしてはならない。
 - ① 酒気を帯びての入館
 - ② 他の会員の諸施設利用を妨げる行為

- ③ 施設スタッフの指示に反する行為
- ④ 他の会員、本クラブ利用者を含む第三者（以下「他の方」という）や施設スタッフ、本クラブ、会社を誹謗、中傷する行為
- ⑤ 他の方や施設スタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束したりする等の暴力行為
- ⑥ 大声、奇声を発したり、他の方や施設スタッフの行く手を塞いだり、唾を吐いたりする等の威嚇行為や迷惑行為
- ⑦ 物を投げたり、壊したり、叩いたりするなど、他の方や施設スタッフが恐怖・畏怖・困惑を感じる危険行為や迷惑行為
- ⑧ 本クラブの諸施設・器具・備品の損壊や持ち出し
- ⑨ 他の方や施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかけたりする等の行為
- ⑩ 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフを拘束・束縛する等の迷惑行為
- ⑪ 痴漢、のぞき、露出等の違法行為や迷惑行為
- ⑫ 刃物など危険物の施設内への持ち込み
- ⑬ 物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動
- ⑭ 高額な金銭、貴重品の施設内への持ち込み
- ⑮ 動物の施設内への持ち込み（補助犬を除く）
- ⑯ 本クラブの秩序を乱す行為
- ⑰ その他、法令または公序良俗に反する行為、会社が会員としてふさわしくないと認める行為

3. 会員が前各項のいずれかに違反した場合、会社はその会員を退館させることができる。

[損害賠償責任免責]

第 11 条

1. 本クラブの利用に際して会員が受けた損害に対して、会社はその損害賠償の責を負わない。ただし、会社に故意または重大な過失のある場合を除きます。
2. 本クラブ内で発生した盗難、傷害その他の事故については、会社は責任を負わないものとする。ただし、会社に故意または重大な過失のある場合を除きます。
3. 会員間に生じたトラブルについては当事会員間にて解消するものとし、会社は責任を負わない。ただし、会社に故意または重大な過失のある場合を除きます。

[会員等の損害賠償責任]

第 12 条

会員の責に帰する事由により会社または第三者に損害を与えた場合、その会員が賠償の責を負うものとする。

[会員資格喪失]

第 13 条

1. 会員は次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、以後、会員としての如何なる権利をも喪失する。
 - ① 会員の都合により退会を申し出、会社の指定する手続きを行った場合。
 - ② 第 14 条により除名された場合。
 - ③ 第 5 条に定める入会資格を喪失した場合（テナントワーカーでなくなった場合を含む）。
 - ④ 第 16 条第 1 項の各号のいずれかに該当することとなった場合。
 - ⑤ 会員本人が死亡した場合。
2. 会員は、前項③の事由により入会資格を喪失した場合、速やかに退会手続きを行わなければならない。会社は、退会手続きの遅延によって生じた不利益について一切関知しない。
3. 会員は、入会日の属する月の翌月末日までの期間は、本クラブを退会することができないものとする。
4. 経営上やむを得ない事由により本クラブを閉鎖した場合、閉鎖日をもって全会員が会員資格を喪失するものとする。閉鎖に伴い既に納入された会費等の返還は、第 21 条に定める当社の定める計算方法に則り算出する。

[会員除名]

第 14 条

1. 会員が次の各号に該当する場合、会社はその会員を本クラブから除名することができる。
 - ① 本会則、およびその他規則、諸手続きにあたってのご案内等に違反した場合。
 - ② 本クラブの名誉を傷つけ、秩序を乱した場合。
 - ③ 会費等の支払いを怠った場合。
 - ④ 会社に対し虚偽の申告・申出・届出等をしたことが判明した場合。
 - ⑤ 第 10 条第 3 項に基づく退館指示を繰り返し受けた場合。
 - ⑥ 第 16 条第 1 項各号のいずれかに該当することを偽って施設を利用した場合。
 - ⑦ 前各号の他、合理的な理由に基づき会社が本クラブ会員としてふさわしくないと認めた場合。

[施設の一時的閉鎖・休業]

第 15 条

1. 次の場合会社は、本クラブ諸施設の全部または一部の閉鎖、若しくは休業をすることができる。その場合、第④号または第⑤号を除き、1 週間前までにその旨を告知する

ものとする。

- ① 定期休業等による場合。
- ② 所有者及び運営会社が特別行事を開催する場合
- ③ 施設の増改築、改修、改装、修繕または点検によりやむを得ない場合。
- ④ 気象災害、その他外因的事由により、その災害が会員に及ぶと会社が判断した場合。
- ⑤ 前各号の他、施設の安全上、その他重大な事由によりやむを得ない場合。

2. 前項により、2週間を超えて施設の閉鎖若しくは休業となる場合または法令に定めのある場合は、第21条に定める当社の定める計算方法に則り算出し返金をする。

[利用の禁止]

第16条

1. 次の各号に該当する者の施設利用はこれを禁止する。

- ①暴力団関係者、その他反社会的勢力構成員
- ②刺青のある者（タトゥシール、タトゥーペインティング等、刺青と一見判別が付かないものを含む）。但し、本クラブ（本クラブ諸施設以外の場所で開催される、会社主催のイベントを含む。以下本号において同じ。）において刺青の全てを隠すものとし、かつ刺青を隠す方法、態様、その他一切に関する会社およびスタッフの指示に従うことを条件にして、本クラブを利用できるものとする
- ③伝染病、その他、他の方や施設スタッフに伝染または感染する恐れのある疾病を有する者
- ④一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有する者。但し、会社が認める場合を除く
- ⑤判断能力・身体能力の欠如・不十分、疾病、高齢などにより施設を一人で利用できないと会社が判断した者
- ⑥医師から運動または入浴を禁じられている者
- ⑦妊娠している者
- ⑧本クラブの会員としてふさわしくないと会社が判断した者
- ⑨過去に会社より除名等の通告を受けた者または本クラブ以外の会員制スポーツクラブ等より除名等の通告を受けた者。但し、別途会社が定める基準に従い、会社が認める場合を除く
- ⑩前各号の他、合理的な理由に基づき正常な施設利用ができないと会社が判断した者

2. 会員は、前項各号に該当し、または該当する可能性が生じた場合、直ちに会社に届け出るものとする。

3. 前項の届出を怠ったため、会員が事故を起こし、あるいは損害をこうむった場合には、会社はその責を負わない。

[変更事項の届出]

第 17 条

1. 会員は、氏名、住所、連絡先、その他入会時登録事項に変更があった場合には、速やかに会社が指定する手続きを行うものとする。
2. 会社の会員への諸通知等は、会員から届出があった最新の連絡先宛に行うものとし、第 1 項の届出を怠ったため、会社からなされた諸通知等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなす。

[諸会費の変更]

第 18 条

1. 会社は、第 9 条に基づいて会員が負担すべき会費等を、変更することができる。ただし、会費については、変更開始日の前々月 15 日までに会員に告知するものとする。
2. 前項の告知は、本クラブ施設内に掲示すること、または会社のウェブサイトに掲載する等、適宜の方法により行うものとする。

[会則の改定]

第 19 条

1. 会社は、必要に応じて合理的な範囲で会則等の改定を行うことができる。なお、改定した会則等の効力は全会員に及ぶものとする。
2. 会社は、会則等の改定を行うときは、効力発生日の 1 ヶ月前までに、改定内容と効力発生日を施設内への掲示やその他適切な方法により会員に告知するものとする。

【定期休業等】

第 20 条

1. 土曜日曜祝日を休業日とする
2. ビルの休館日を休業日とする
3. 年末年始を休業日とする。各年度の年末年始の休業期間は休業 1 週間前より告知する
4. 本クラブの利用可能時間は、7 時から 22 時までとする。

【解約・返金等】

第 21 条

1. 会員の月会費は前払い制とし、毎月 20 日までに、翌月分を支払うものとする。
2. 会員は会員専用サイトの退会フォームより、解約申請を行うことができる。解除申請は毎月 19 日までに行うものとし、翌月末日をもって解約となり、毎月 20 日以降に解約申請を行った場合は、翌々月末日をもって解約となるものとする。
3. 第 13 条第 4 項、第 15 条第 2 項に基づき、会社は前払いで受領した月会費を月の途中で返金する必要が生じた場合には、下記に定めた返金額を会員に返還する本サービスを利

用しない日数×月額会員日割り料金

[個人情報の取り扱い]

第 22 条

1. 当社は、会員登録に際して本会員より届けられた「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号、2003 年施行）（以下「個人情報保護法」という）第 2 条第 1 項に定める個人情報（以下「個人情報」という）並びに本サービスを利用する際に本会員をいう。以下同じ。また、本会員とあわせて、以下「本会員等」と総称する）より取得した個人情報を、当社及び提携企業が別に定める「個人情報保護方針」等に従い、適切に管理するものとする。
2. 当社は、個人情報を次の目的に限定して利用するものとする。
 - ① 当社が本会員等に本サービスを提供するため
 - ② 本会員に対する本サービスの配布物の発送及び当社のサービスの案内
 - ③ 会員情報の管理
 - ④ その他本サービス提供に必要な業務
3. 個人情報に関して本約款に定めのない事項については、会社の定める下記の個人情報保護方針に準じるものとします。

野村不動産株式会社 プライバシーポリシー

<https://www.nomura-re.co.jp/privacy/policy/>

附則：本規則は、2026 年 1 月 15 日（西暦）より発効する。